

「コモン・ロー・マリッジ」略史

柴田 敏夫

- 一 はじめに
- 二 ヨーロッパ大陸における史的沿革
- 三 イギリスにおける史的沿革
- 四 アメリカ合衆国における史的沿革
- 五 おわりに

一 はじめに

中世におけるゲルマン諸国の婚姻風俗をみると、新婚夫婦は、婚姻を形式的なものと考えていたようである。すなわち、自分達新婚夫婦と地域社会の人々との関係は、いわば婚姻の形式化・儀式化の対価として、証人の面前で二人して寝室に入ることによって、婚姻の成立を社会から承認されたのである。⁽¹⁾ゲルマン諸国以外のヨーロッパ諸国では（大陸では

一五六三年のトレント公会議以前、イングランドでは一七五三年の Lord Hardwicke's Act⁽²⁾以下ハードウィック法と称する以前)、婚姻の形式についての社会的要求は、全くといってよいほど存在しなかった。そこで本稿では、一定の形式を有しないにもかかわらず婚姻当事者と地域社会とを結びつけている、いわゆる形式を故意に欠落せしめている婚姻、「コモン・ロー・マリッジ」の歴史的発展を、ヨーロッパ大陸、イギリス、アメリカの三地域に限定して若干の考察を試みたい。

そもそもコモン・ロー・マリッジとは、「婚姻の合意」と、それ以後に継続する「同棲」とを要素とする事実上の婚姻といわれている⁽³⁾。法的にみれば、これは婚姻締結能力のある男女間で、法もしくは慣習が要求する特別な形式での挙式をせず、単に夫婦の関係を結び同棲を継続するという「相互の同意」に基づく婚姻をいい、行政当局が直接に関与しうる余地のない婚姻である⁽⁴⁾。この結果、コモン・ロー・マリッジは、婚姻許可のない、あるいは記録の残らない婚姻といえよう。この婚姻を形式的に比較すると、日本の「内縁婚」ないし「事実婚」に酷似している。ただ、これは結果あるいは形式的な面からのみの比較であって、具体的形式過程・内容等については全く異なる点も多いと思われる⁽⁵⁾。歴史的にみて、いずれの社会においてもこのような男女の結びつきは存在していたであろうし、法律婚・届出婚を整備しても、この種の婚姻形式は今後もなくなることはないであろう。

アメリカ・イギリス両国においても事情はそう大きく変わらない。アメリカでは、コモン・ロー・マリッジ成立の一般要件として、「合意の存在」のうえに、婚姻両当事者の「同棲」を必要条件としている州もあるが、強いてそのような形式を要求していない州では、コモン・ロー・マリッジの成立・有効要件として、二人が「夫婦として、生涯、生活を共にする」という(現時(在)の合意(Per verba de presenti)を有すること)⁽⁷⁾を挙げている。これらの州にあっては、この「合意」のみが必要なのであって、「同棲」あるいはその他の「二人が結婚していることの表示」は何ら必要としない⁽⁸⁾。他方、イギリスのコモン・ロー・マリッジは、一定の宗教的儀式を要求していなかったようであり、また制定法は、指導的とい

うよりは命令的にコモン・ロー・マリッジの廃止を求めていたようである。イギリスのコモン・ロー・マリッジを継受しているアメリカの州のうちには、コモン・ロー上有効に成立した婚姻は、婚姻の形態および儀式に関して州婚姻法が存在し、たとえそれが婚姻の成立につきどのような規定をおこうとも、州婚姻法上無効であることを明示していないかぎり有効であると考えられている。⁽¹⁰⁾

(1) Jean B. Brissaud, *History of French Private Law* (1968. Continental Legal History Series III.) p.102. この慣行は die Beilager として知られている。邦訳語では「同衾式」あるいは「床入りの儀」とも訳され、中世のゲルマン諸国では、証人の面前で行なわれるが、ときには証人が寝室の中で衝立をはさんで待機し、新婚夫婦の同衾の完了を確認して親族に報告をすることもあったとされる。また、Talmud (タルムード)、すなわちユダヤ教の律法においては、婚約(結婚すべき、拘束力のある義務)をする三方法のうちの一つに、「新婚夫婦が同衾した」という、一定形式の言葉を参会者・親族等に告知する方法がある。

(2) Rev. H.N. Hutchinson, *Marriage Customs in Many Lands* (1800). 本書の英国およびスコットランド(二九五～三二二頁)・ドイツ(二二二～二三三頁)・フランス(二八二～二九四頁)の項をそれぞれ参照されたい。

(3) George L. Clark, *Domestic Relations* (3rd ed.), p.5.

(4) 州・郡・市・町といった行政当局は、したがって当事者の合意について関与しえないし、また関与する必要もない。さらに、その合意を記録する義務もないし、当事者の婚姻資格(ないし締約能力)をチェックする機会・機能も行政当局は有しないことになる。

(5) わが国の「内縁」については、高梨公之『日本婚姻法論』、太田武男「内縁の研究」、同「現代の内縁問題」(シンポジウム)、『ジュリスト』四六七号)、大原長和「内縁の概念」(家族法大系II)、黒木三郎「婚姻の成立と内縁」(青山道夫教授還暦記念『家族の法社会学』)、明山和夫「内縁の成立に関する一考察」(家庭裁判月報一一卷三号)、川井健「内縁の保護」(現代家族法大系2)など、多数の文献・資料がみられる。内縁自体の法的性格や位置づけはもちろん、それらから派生する身分的・財産的問題を扱った文献など、貴重なものが多くみられる。しかし、比較法的に扱ったものは少なく、身分法・家族法の特質を示している。その他の文献については、太田武男編『家族法判例・文献集成』(正・続)を参照のこと。

- (6) アメリカにおいて、「合意」のほかは両者の「同棲」を成立要件としている州には、カンサス・コロラド・テキサス・ミシガン・アイオワ・インディアナ・オハイオの各州がある。
- (7) *Meister v. Moore*, 96 U.S. 76, 24 L. Ed. 826 (1878).
- (8) 前記注(6)の諸州と異なり、「現在の合意」のみで婚姻の成立を認める州もある。たとえば、フロリダ・モンタナ・ワシントンなどの各州である。モンタナ州では、ここで触れているコモン・ロー・マリッジと同形態のものと思われる、いわば「合意婚」といふべき形の婚姻を認めている。これは、二人の合意に基づき、しかもその合意のみで成立・完成する婚姻契約を指しているようである。が、統計上の問題もあるのか、この合意のほかに、当事者二人の氏名・住所・年齢など一定の要件を、担当の係官に申述することを求められている。この要件は命令的ないし強行法的効力を付与されていないため、たとえこの手続を経なくとも「合意婚」の有効性に影響はないとされる。このような点につき、モンタナ州で成立した「合意婚」が、アイダホ州で有効性を有するか否か判決された事件が好例といえる。*Morrison v. Sunshine Mining Co.*, 64 Idaho 6, 2nd 766 (1942).
- (9) 中世ヨーロッパにおいては、一般に宗教的形式によらない婚姻が行なわれていた。教会は、二人の誓約の監視人としての立場から、婚姻意思の確認をし、教会の典礼定式書に則ってその意思を公けにするという機能・役割を果たしたのみである。当時(一四世紀頃)の教会法では、婚姻は形式的儀式を必要としない民事的契約であり、「現在の言葉による」(*Per verba de praesenti*——*I take you as my wife [or husband]*) 契約によって成立し、「同棲」による婚姻の完成を必要としなかった。民事上の契約により、法律上当然に有効とされる婚姻が成立したのである。この教会法の原則は、一五六三年(会議最終年)のトレント会議で廃止され、婚姻の合意は、資格を有する主任司祭と、少なくとも二人以上の証人の面前で交換されることを要することとなった。しかし、このトレント会議での決議結果はイギリスでは採用されず、その方針をローマ・カトリック教会も承認したため、イギリスでは、婚姻関係を創出するための儀式は不要という原則が確立された。だが、この原則も、一八四三年の *Regina v. Mills* (10 Cl. & Fin. 534; 8 Eng. Rep. 844) の判決と、その後の立法的措置——ハードウィック法の制定——で意義を失った。
- (10) アメリカ建国時代の植民地では、当事者の合意のみによる婚姻の成立・承認を正当化しなければならぬ理由があった。すなわち、その当時の婦人はほとんど生計の手段をもっていなかったので、自分の生存を全うするには結婚することが、社会的必要条件の一つでもあった。加えて、植民地生活のさまざまな物理的困難のために、独身でいるよりも結婚して二人で助けあ

って生きていくほうが、障害をのり超えるにしても容易ではなかっただろうか。しかも、婚姻許可証を発行し挙式の権限をもつ役人のところへ行くのが困難なことも、このような婚姻が、法定要件を充足せずとも有効であるとの根拠・理由となったようである。

二 ヨーロッパ大陸における史的沿革

ヨーロッパ大陸における婚姻関係の最初の統一法は、ローマ・カトリック教会から広布された「教会法」であった。この教会法以前の婚姻関係法は、他の法分野におけると同様、地域的な慣行や自治法規にその基盤をおいていた。⁽¹⁾

教会法広布の頃、教会は、婚姻につきどのような考えをもっていたのであろうか。すなわち、合理的・打算的な利害関係に立つ「財産取引契約」と同じように、「教会(＝神)との契約」と考えていたのであろうか。あるいはカトリックのサクラメント(秘蹟)であると同時に、契約的性質をも併有すると考えていたのであろうか。実は、そのいずれであるのかは不明であり、その判定・判断をめぐって議論の余地のあるところとされてきた。両説の代表的な学者の見解を示してみよう。たとえば、フランスの法史学者J・B・ブリソーは次のように述べている。「ローマ教会は、一〇世紀初頭の頃、婚姻をサクラメントであると考えていた」⁽²⁾。これに対し、アメリカの歴史学者であるチルトン・L・パウエルは、「婚姻は、フローレンス会議(一四三九年)まではサクラメントではなかったと考えられる」と⁽³⁾いっている。このように、婚姻の性質の何たるかをめぐって、学者間でも見解の対立がみられる。

では、いずれが妥当な見解といえるのか、当時の契約意識との関係を若干考察してみよう。

まず、初期のローマ・カトリック教会が婚姻をサクラメントと考えていたかどうかである。すなわち、ローマ・カトリック教会の教則(典礼定式書)⁽⁴⁾に基づいて作成され婚姻関係をその中に規定している教会法が、カトリック教徒の婚姻につ

き、単に指導的な地位に甘んじていたかどうかである。しかし、当初は婚姻との結びつきにあまり深入りをしていなかったのも事実である。そのために教会法は、この点では指導的なものであったため、世俗法の要求する要件を充足して結ばれた契約であることが立証されれば、教会としてもその婚姻を有効とみなした。⁽⁵⁾この時代、ほとんどのヨーロッパ大陸諸国で要求されていた世俗法上の要件といえ、婚姻当事者の契約的合意のみであった。⁽⁶⁾

この初期教会法は、一一世紀後半になって、ペーター・ロムバールによって修正を加えられた。当時、彼は、創立まもないパリ大学教授の要職にあり、のちに司教に転じた人である。ロムバールはまた、*Per verba du futuro cum copula*（——I shall take you as my wife [or husband] 交接を伴った、将来婚姻をするという合意）という婚姻成立要件について多くの用例・慣行を考究の末、*Per verba du futuro cum copula* に対して、前出の *Per verba de praesenti* という著名なコモン・ロー・マリッジの成立要件を造出した学者である。⁽⁷⁾

この説によると、当事者間の契約的合意は、それが現在形で用いられていれば有効な婚姻の成立とみなされる。もし、その合意が、用語として未来形の形で表示されている場合には、婚姻関係が創設される以前に、二人の間に性的関係の存在することを要するという趣旨である。ところが、従来の要件に対するP・ロムバールの修正については、疑問を呈する向きも多い。たとえば、イギリスの著名な法学者であるサー・F・ポロックやF・W・メイトランドは、「恋愛関係にある相思相愛の当事者のみが、『結婚しよう』との内容を示す、“I do.”と“I will.”の両者の微妙な差をもっとも確実に區別しうる人といえる」と、指摘している。⁽⁸⁾これは、表現は平易であるが、ロムバールの行なった区別の広範な受容力に驚きを示すとともに、他人はその区別を理解することは困難であるという痛烈な批判を加えたものである。ポロック達と同様の批判をマルチン・ルターも行なっている。⁽⁹⁾

このように、ロムバールの修正に対して各界から批判が加えられたが、一応 *Per verba de praesenti* と *Per verba du*

futuro cum copula との区別は一一世紀後半にはより明確化され、後に至り婚姻をサクラメントと考える教会によって受け入れられたであろうことは容易に理解できる。しかも、こんにちでもこの区別を裁判上採用しているところもある。⁽¹⁰⁾

形式を問わない(すなわち、コモン・ロー的)婚姻の容認に関する教会の当初の見解は、全く世俗的な契約意識に依存していたことは前に触れた。一二世紀頃には、各地の教会が婚姻の儀式につきさまざまな形式を考案し発展させたが、それは、形式化されずかつ神の祝福も得られない男女の結びつきも婚姻と認めざるを得ないことをも明確化した。⁽¹¹⁾ すなわち、この時にローマ法皇の地位にあったアレクサンダー三世(在位一一五九～八一年)は、原初的なコモン・ロー・マリッジに賛意を示して、教会の厳格な規則・慣行に従った婚姻を要求する教会関係者の主張を一時的にせよ退けた。⁽¹²⁾ しかし、一一世紀の半ば頃からその権力と影響力とを増大させてきたローマ・カトリック教会は、それを機会に信者に対して、教会で、教会の儀式に即して挙式を行なうよう、徐々にではあるが厳しい要求を出しはじめていた。⁽¹³⁾ 合意だけで成立しうる婚姻を認めることは、教会にとって信者との関係がより薄れることになり、ひいては教会による支配体制に罅^{ひび}が入ることになる。そこで、体制強化の一手段として、まず社会の基本的かつ中核的単位でもある、「夫婦の契り(＝婚姻)」に参与しはじめたものと思料される。為政者が、その統治にあたり、家族関係にその変革を求め統治しやすいように仕向けるのは、そのよく用いる手段だからである。

ところで、前述したように、法皇アレクサンダー三世のコモン・ロー・マリッジ容認の見解が示されたため、各地教会の目論見は一時的に頓挫したかにみえた。しかし、一二〇〇年にランベス(Lambeth)で開かれた会議で、ヒューバート・ウォルター大司教は法皇のそのような見解に反発するがごとく、「教会での挙式」に関する正式型態として、三回にわたる「婚姻予告制度」の採用を提案した。⁽¹⁴⁾ その一五年後、一二一五年の第四回ラテラン会議において、法王インノケンティウス三世(在位一二九八～一二一六年)は、『教会において挙式される』すべての婚姻がいまだ『指導的』なものであって

『命令的』なものでない間は、教会の要求する方法で挙式・婚姻しない人々は、ただ批判・非難されるにすぎない」と言明した⁽¹⁵⁾。しかし、挙式につき「命令的」なものとするには至らなかった。

その後、一五四五年にトレント会議が開催され、その閉会年（一五六三年）に「婚姻法改正の勅令」が出されており、それにはヨーロッパ大陸におけるコモン・ロー・マリッジの終焉が明確にうたわれていた⁽¹⁶⁾。すなわち、婚姻が聖俗ともに有効であるためには、「婚姻予告の公示」後に、主任司祭および二人以上の証人の面前でそれが完成されることを要求されるようになり、婚姻に関する教会法は「指導的」なものから「命令的」なものへと変身を遂げたのである⁽¹⁷⁾。その結果、「勅令」で要求された方式以外の婚姻を挙行しようとする者は、信者であれば教会会議でその婚姻の不承認を宣せられ、婚姻は無効あるいは取り消しうべきものとされた⁽¹⁸⁾。

このようにしてコモン・ロー・マリッジは、ヨーロッパ大陸諸国においては、制度的に終焉を迎えたことになる。そして、ヨーロッパ大陸で最初の憲法となる一七九一年二月七日のフランス憲法（九一年憲法）は、婚姻は民事法的契約そのものであることを確認し、行政庁が婚姻成立（届出）の登録をファイルすることによって有効とするよう要求した⁽¹⁹⁾。

- (1) Jean B. Brissaud, *History of French Private Law*, p.88. また、ドイツの慣習法は、婚姻を両「家族間」の契約とみて見たようである。
- (2) J.B. Brissaud, *ibid.*, p.106.
- (3) Chilton L. Powell, *English Domestic Relations*, p.2.
- (4) E.I. Johnson, *Family Law* (2nd ed.), p.1. 教会の戸口に立って、神の祝福を受けて婚姻の儀式を執り行なうのが正規のスタイルであり、この方式を履んだ婚姻が正式のものであるとする。
- (5) J.B. Brissaud, *ibid.*, p.106.
- (6) ドイツのある州では、一〇世紀以後教会法の全面的享受まで die Beilager（同衾式）なる慣行は継続していた。（一）参照。
- (7) Ed, by H.A.L. Fisher, *The collected papers of Frederic William Maitland*, vol III, p.92. George Elliott Howard,

A History of Matrimonial Institutions, vol. 1, pp. 304~306.

(8) Pollock & Maitland, *The History of English Law*, vol. II, 2nd ed., p. 368.

(9) 直接の資料ではないが、次の文献にそれがみられる。Koegel, *Common Law Marriage*, p. 15. 「どうして無作法者が、みずから手で婚約したりまた結婚できるのか、今まで聞いたこともない。……たしかに、道化者は、そのような気転の利く語法（表現方法）について、何ごとも知らないのである」と。

(10) Per verba de praesenti v Per verba de futuro cum copula の両者の区別の基本的理由は、夫婦双方が、婚姻を有効にするために肉体的一体化を完遂せねばならぬという、一一五一年に、Gratian (Francisco graziano) によって提案された *Concordia discordantium canonum* (別名 *Decretum Gratiani* とおぼしむ) の採用であったと史料される。(T.F.T. Plucknett, *A Concise History of the Common Law*, p. 320; Koegel, *ibid.*, p. 155).

(11) H.A.L. Fisher(ed.), *ibid.*, pp. 101~103; Pollock & Maitland, "*The History of English Law*, vol. 1, 2nd ed." pp. 137~138. これらの教会の傾向をローマ法王庁が認めざるを得なくなった発端の事件は、Richard de Anesty (あるじち、Richard D'Anesty) として引用されている古い事件である。英国において一二世紀に生じたもので、厳正に教会の方式により挙式され子供まで存する婚姻が、その初めに、単に婚姻に同意するという言葉の交換だけで成立していたために、無効であるとして却下された夫婦についての離婚事件であった。国王ヘンリー二世は、一一三九年三月一日に勅使を任命しローマに向かわせたが、当時の教皇インノセント三世は、任期の最終年の一一四三年に勅令をもって離婚を承認する旨宣言した。

(12) もし、最初に或る男性と女性との間で「汝を我がものとして受け入れる」と男性が女性に対し言って、お互いに現在に向けられた合意によって知った場合には、たとえ(教会が要求しているような)儀式が存しなくても、また性的交渉がなくても、その女性は、合意をしている最初の男性に戻されるべきである。けだし、そのような合意のちは、その女性は他の男性と婚姻してはならない、すべきではないからである。(Koegel, *ibid.*, p. 20.)

(13) E.L. Johnson, *ibid.* (2nd ed.), p. 2.

(14) G.L. Howard, *ibid.*, p. 314; T.F.T. Plucknett, *ibid.*, p. 21.

(15) Pollock & Maitland, *ibid.*, p. 368.

(16) J.B. Brissaud, *ibid.*, p. 864. トレント会議第二四セッションで出された。

(17) 婚姻が結ばれる前に、婚姻予告が、三回連続して定期的なミサの式典において、両者間で婚姻が執り行なわれるべきこと

「ロモン・ロー・マリッジ」略史(柴田)

を、当事者を結びつける役割を担う専任の教区司祭によって、教会内で公式に三回告知される。G.F. Howard, *ibid.*, vol. 1, p. 351.

(18) E.L. Johnson, *ibid.* (2nd ed.) pp. 35~37.

(19) J.B. Brissaud, *ibid.*, p. 109. 野田良之「フランス法概論(上)」六三三頁。

三 イギリスにおける史的沿革

イギリス、ことにイングランドにおいては、教会は早くから婚姻に対して影響力を有し効果(宗教的効果)をもつようになった。一世紀は、熱心なキリスト教徒であるクヌート王の治世下にあったが、イングランドでは司教が姦通事件の裁判まで手がけていたのである。⁽¹⁾ イギリスを征服したウィリアム公は、後に、教会による裁判(=教会裁判所)と法による裁判(=司法裁判所)とを区分した。一二世紀頃には、教会裁判所は婚姻に関するあらゆる紛争を排他的に管轄内に収めるようになった。初期の教会法は、トレント会議に先立って大陸で発展した法としてイギリスでは受け容れられた。ところで、一五六三年のトレント会議の決議が、婚姻の合意は、正規の権限ある牧師と二人以上の証人との面前で交換されることを要すると宣言すると、大陸諸国は、従来から存在していたコモン・ロー・マリッジを廃止したのである。しかし、この決議は、ローマ・カトリック諸国では採用されたが、これとは別の教会組織をもっていたイギリスでは採用されず、効果をあげられなかった。したがって、イギリスでは一五六三年のトレント会議以後もコモン・ロー・マリッジは存続した。⁽²⁾ イギリスにおけるコモン・ロー・マリッジの終局は、全く偶然に生じたといえる。それは、トレント会議からちょうど一九〇年後の一七五三年に制定されたハードウィック法が、コモン・ロー・マリッジを非合法のものにしたと考えられている。⁽³⁾ ところが、このハードウィック法の本来の制定趣旨は、このコモン・ロー・マリッジを非合法化するためのものではなく、当時イギリスにおける国家的恥辱とされていた、いわゆる「フリート・マリッジ」を禁止することにあつた。⁽⁴⁾

ロンドンのフリート河畔にあったといわれるフリート監獄の所長であったジョン・ガインヘムは、一七〇九年から一七四〇年にかけての三一年間に、三六、〇〇〇組（年平均一、一六一組）の「フリート・マリッジ」を挙行した⁽⁵⁾。しかし年平均の数字は、一年間に平均一、一九〇組の「フリート・マリッジ」を執り行なったキース(Keith)という人物によって破られるまで、記録となっていた⁽⁶⁾。

ところで、ハードウィック法は、婚姻そのものが有効であるためには、挙式に先立って連続して三回、日曜日のミサごと、婚姻予告が司祭により公示され信者によって異議なしと判断されたのち、英国国教会の礼拝式に即して、国教会の牧師の司式で執り行なわれることを要すると定めていた。また同法は、教区教会備付の婚姻登録簿に正式に記載されることを要求し、この登録簿に虚偽の記載をした者は、一四年の流罪という重罰を科せられた⁽⁷⁾。

ハードウィック卿の提出したこの法案は、名目上、「フリート・マリッジ」を廃止することにあつたが、単に「フリート・マリッジ」のみを廃止するという目的だけでないことは、法案審議にあつた議員の多くに理解されていたともいわれる。法案通過の結果、実際に、コモン・ロー・マリッジも含めてすべての不法な婚姻は法律上廃止された。しかし、その法では、有産階級に属する熱心な国教徒たちに支持されていた婚姻形式は除外されていた。その当時の正式な婚姻は費用がかかりすぎ、かつ手間のかかるものであつた⁽⁸⁾。

多くの議員は、この法案の審議で賛成に傾いていったが、その中でウォルポール卿は、その法案の効果が一部の者の利を図っていたり、また、さほど目くじらを立てずともよい婚姻形式を厳格に扱つたりするなどの不公正な点があることに気づき、猛反対をした⁽⁹⁾。後年、ハードウィック卿の伝記を書いたフィリップ・ヨークは、その法案が成立に至るまでに数々の受難・反対を受けたことを生々しく書いている。ハードウィック卿は、法案を提出するに至つた自分の考えを、まず消極的に反対している議員諸侯に説き、さらに、一部の積極的反対論者をも説き伏せ、彼らの賛同を得てやっと通過させ、

念願の法は陽の目をみた。

このハードウィック法は、一七五四年三月二六日から施行された。その日以後、この法に従って挙行されなかった婚姻は、いかなるものも法律上無効とされた。このような違法な婚姻を司式した司祭は、国王の農園で一四年間の労役を課されるという罰を受けた。⁽¹¹⁾

このようにして、「フリート・マリッジ」が廃止されるのを見越して、この種の登録のかけ込みがみられ、ある「フリート・マリッジ」登録所では、法施行日の前日(三月二五日)だけで二一七組の登録がなされた⁽¹²⁾。紆余曲折を経て成立したハードウィック法は、イングランドでのみ適用されるという制限がつけられたため、ここと境を接するスコットランドでは適用されなかった。その結果、スコットランド側の国境の町グレットナ・グリーン(現グレットナ)は、婚姻をのぞんでいるが、ハードウィック法に基づく費用と時間のかかるまた要件の厳しい婚姻をのぞまない人々の避難所となった。しかもイングランド・スコットランドとの協定で、スコットランドで挙行された婚姻は、イングランドでも有効とされていた。したがって、グレットナ・グリーンでの婚姻は、夫婦となる契約的合意があればどのような形式のものでもよく、また、ときには村の鍛冶屋が証人になった場合もあるという⁽¹³⁾。

- (1) Pollock & Maitland, *The History of English Law*, Vol. II, 2nd. ed., p. 372 以下。
- (2) ハードウィック法施行直前までの、イギリスにおけるコモン・ロー・マリッジの正確な情況に関しては不分明な点が多く、コモン・ローに関する諸文献の中から探り出すというのが実情に近い。が今日、当時の資料が少数ではあるが発見されたと聞く。コモン・ロー・マリッジの実情が明らかにされる日も近いように思われる。
- (3) ハードウィック法は俗称で、正式には、26 George III c. 33. と称される。ジョージ三世治下二六年に制定の法律第三三号という意味である。

- (4) Philip C. Yorke (1722~1770), *The Life and Correspondence of Lord Hardwicke*, p. 58. (1913). 「……ハードウィック法は、青年が、ときには陶酔状態あるいは脅迫による威嚇状態で結果の重大性を適切に考慮せず、性急に不適切な内密の

結婚を成立させる、いわゆる『フリート・マリッジ』から生ずる異常なほどの濫用を抑止すべく可決された。フリート・マリッジは、まもなく当事者にとって後悔のタネとなるのだが、それにまき込まれた人々の変わりかはた姿を証明することとなった。すなわち、彼らは、後日そのような婚姻が明るみに出た場合に家族全員の幸福や法的地位を不安に晒せられるために、秘密保持を余儀なくされた。そのために、登録書類は、偽造されたり、ときには当事者の便宜をはかって日付をずらしたり、また、書類の売買・分散・廃棄といったことも行なわれた。」

(5) Yorke, *ibid.*, p. 58.

(9) Koegel, *Common Law Marriage*, p. 30.

(7) Yorke, *ibid.*, p. 60.

(8) Rev. H.N. Hutchinson, *Marriage Customs in Many Lands*, p. 300 (1897). 正式な儀式の複雑さと多額の費用は、ハードウィック法制定以前のロモン・ロー・マリッジの流行に対する一つの理由となっていたことがうかがえる。日数は二〜三日間続き、その間に晩餐会、ダンス、ゲーム(特に軽い接触をするような)、戸外でのスポーツ、演奏、仮装などの催しが行なわれる。最後に、花婿・花嫁によって、彼らの最も親しい友人に対して寝室で接見が行なわれ、それを受けながら新婚夫婦はベッドに入る。このような多彩な催しを全て挙行すると、当時の価値で最低でも二〇〇ポンドはかかったという。

(6) G.F. Howard, *A History of Matrimonial Institution*, vol. 1, p. 449, p. 457. ここでの説明をみると、ウォルポール卿は、ハードウィック卿の提出した法案に対し、手厳しい論陣を張って反論したようである。

(10) ハードウィック卿は、本名をフィリップ・ヨークといい、彼は、弁護士事務所で経験を積んだのち、一七一五年に弁護士の資格を得た。その後、急速な昇進を続け、一七三三年にはKing's Benchの裁判長に、四年後は大法官に、そして一七五四年には伯爵に叙せられている。ハードウィック伯とよばれており、一七六二年まで内閣のメンバーでもあった。「ハードウィック卿の生涯と書簡集」が二男によって残されている。生没年は一六九〇年〜一七六四年とされている。

(11) 本文中に名の出てきたキースは、法施行の前日までにフリート・マリッジを完了しえず、結局、施行日にも行なったため逮捕され、一四年間の懲役を科されている。

(12) S.J. Stein, "Common Law marriage", *Journal of Family Law*, vol. 9, p. 276.

(13) Dalrymple v. Dalrymple, (*Haggard's Consistory Reports*, vol. 2, p. 54; *English Reports* vol. 161, p. 665). スコットランドでは、一九四〇年までのような婚姻形態が残っていた。G.F. Howard, *ibid.*, vol. 1., p. 473, note. 2.

四 アメリカ合衆国における史的沿革

植民地時代のアメリカの州議会の中には、最初、ある男女間の結婚が、ある一定の婚姻の儀式に従って挙行されたものであることを保障するためにあらゆる努力を払わねばならなかったようである。⁽¹⁾ 移民の中に女性の数は少なく、特に適齢期の女性は少なかったという。その地に定着し新生活を踏み出すには、男女両性の協力が必要となり、青年男性と年配の女性との結びつきも往々にしてみられた。中には母子ほども年の違う結びつきもあったとされる。

新天地を開拓するにはどうしても人手が必要であり、共同作業も必然である。子孫の繁栄もそのためには必須の条件となる。劣悪な衛生状態や医療体制・設備も不十分な下では、乳幼児の死亡率も高いし、病気やケガ等による死亡も多かった。このような環境の下で、自分の母国のような厳格な要件での婚姻はそう簡単に承継しうるものではない。そこで各植民地州議会とも、母国における宗教的色彩を残しつつ、新しい要素を採り入れることに多大な努力を払ったのである。この努力の跡が残されている資料もいくつか発見されている。たとえば、コネチカット州の一六五〇年法などは、ヨーロッパ大陸における婚姻予告制度のアメリカ大陸版ともいえる最初のもの⁽²⁾を規定している。同州法はまた、地方長官あるいは治安判事のみが婚姻を完成しうることを要求している。⁽³⁾ ニュー・ハンプシャー州やメリーランド州も、それぞれ婚姻意思の表明に関する規定を有し、地方長官あるいは治安判事が婚姻を完成させうることを定めている。⁽⁴⁾

一六六〇年代初期に立法されたヴァージニア植民地法では、婚姻はイングランド本国法に従って地方長官によつてのみ完成されるほか、すべての婚姻は、宗教的儀式を経ているもの以外、法的に有効とは認めない趣旨の規定を有していた。⁽⁵⁾ 当時のジョージア州やノース・カロライナ州も同様の規定をおいていたようである。

このような法に基づいて形成されてきた初期のアメリカ判例法は、成文法による制限のない場合は、次に述べるような

二つの意見の対立する方向へと展開された。

一つの見解——これは少数意見なのであるが——は、マサチュセッツ州の先例の一つとされる *Mangue v. Mangue* 事件 (1801) において示されている。⁽⁶⁾ この事件は三人の判事が審理にあたったが、その中の一人だけがコモン・ロー・マリッジの法的要件を充足するものとし、残りの二判事はコモン・ロー・マリッジとして認めるに十分なコモン・ロー上の原則は存在しないと判断し、結果的にコモン・ロー・マリッジの成立を認めなかった。この見解は、この種の先例として著名な *Milford v. Worcester* 事件⁽⁷⁾、再度の展開をみる。この事件において判事は、*Reed v. Passer, Peakes* 事件および *Moris v. Miller* 事件⁽⁸⁾ の両判決を引用して、ハードウィック法以前は、コモン・ローは、コモン・ロー・マリッジを単に契約的なものとは認めていなかった、と判示した。その結果、*Milford v. Worcester* 事件における原告たる妻は、結局、コモン・ロー・マリッジの成立はなかったものとの判決を得ることとなった。⁽⁹⁾

次に第二の見解をみてみよう。アメリカでは、この種の事件の判断に際して、大多数の判決が *Fenton v. Reed* 事件に依拠している。⁽¹⁰⁾ ただ、この事件に対して下された判決には、その理由は不明であるが、担当判事の署名が見当らず、何とていう名の判事かは不明である。しかし、学者達の探索の効果もあって、当時の大法官であったケント判事ではないかといわれている。⁽¹¹⁾

Fenton v. Reed 事件は、次のような概要の事件である。*Elizabeth Reed* は、自分の夫として申し立てた *William Reed* が会員となっている *Provident Association* に扶養料を請求した。ところが協会側は、両者 (*Elizabeth* と *William*) の間にコモン・ロー・マリッジは成立していないとし、扶養料の支払いを拒否した。そこで *Elizabeth Reed* が訴訟を提起したのである。*Elizabeth* は、もともと *John Guest* と結婚していたが、一七八五年に彼が行方不明となり、一七九二年に、彼が死亡したという風の便りを聞いたので、その年に *William Reed* と再婚した。ところが再婚後まもなく、前の夫

Guest が当州に帰還し、一八〇〇年六月に死亡するまでそこに生活していた。しかし Guest は Elizabeth との生活を再び求めることもなかったので、Elizabeth も William も特に生活上の問題は起きなかった。一七九二年当時も、Guest 死亡時以後も、新たな婚姻の儀式もせず、一八〇六年に William が死亡するまで一緒に暮らしていたという事情が背景にみられる。⁽¹²⁾

このような情況の下で、衡平法裁判所（大法官裁判所）の長官であり大法官だったケント判事は、Guest が生存中は、Elizabeth と William との婚姻は、前夫の生還により当然に無効であるが、前夫死亡後は、そのコモン・ロー・マリッジは有効に成立しているとした。⁽¹³⁾

「現在の婚姻する意思」でなされた婚姻の合意が、教会で行なわれた婚姻と同様の効力を有することを認めるための根拠として、ケント判事は、Reed v. Passer, Peakes 事件および Morris v. Miller 事件の判決を引用しているが、実は、この両事件の判決は、反対の結論を導いているのである。それゆえに、事件の性格、具体的事実関係、判決理由、論旨の展開・構成、さらにはそれらの妥当性について十分な研究・検討がなされていないのに、その両事件の結論を安易に引用していることについて、批判されている。⁽¹⁴⁾ すなわち、Fenton v. Reed 事件と両事件、さらには両事件そのものも、同種・同質の事件ではないのだという点からである。Morris v. Miller 事件は不貞行為事件であり、この種の事件では、同棲をし、同姓を名告り、相手方男性の妻として周囲の皆から承認されているというだけでは、婚姻成立のための付随事実の立証としては不十分であると裁判所は判断しているからである。⁽¹⁵⁾

Reed v. Passer, Peakes 事件において、ケニヤン卿は、フリート監獄の所長による登録は、婚姻の証拠としては採用できないとしたが、そのような儀式を経ているという証明は、一応有効な儀式婚の成立の推定を生ずるといふ判断もしている。さらにケニヤン卿は、儀式を成立要件とするまでもなく、「現在の婚姻をする意思」の合致さえあればよい旨を、自

分の見解の最後で強調的に付言している。⁽¹⁶⁾

また、ケント判事の意見を支える判決例の一つに Collins v. Jessop 事件がある。これは一六六九年の判決であるが、この判決理由の中に、婚姻が Per verba de praesenti (現在の婚姻する意思) によりなされたのであれば、その婚姻は、夫婦自身でも解消することできない現実の婚姻であるとの文言がみられ、これを根拠として、ケントは判決を下したと思われる。⁽¹⁷⁾

このように、Fenton v. Reed 事件の先例とされた両事件がほとんど役に立たない、すなわち先例として不適であることが判明したことになる。この結果、Milford v. Worcester 事件の判決は、Fenton v. Reed 事件の判決と比較すれば、より妥当な根拠を有するといえよう。というのは、Milford v. Worcester 事件においては、裁判所が強調した「婚姻の儀式は命令的 (mandatory) なものであって指導的 (directory) なものではない」という根拠に関して、すでに制定法が存在していたからである。⁽¹⁸⁾しかし、この両事件は類似点もみられる。すなわち、Fenton v. Reed 事件においてケント判事は、判決の中で判事自身の自由な見解・意見を表明しているし、また、Milford v. Worcester 事件における担当裁判官の多数意見にも、私的見解の部分が多くみられるというように、当時の裁判官は、前例(先例)尊重を心がけながらも、自分の自由な意見を判決の上で明らかにすることを避ける態度は少なかったのではないかと思われる。中には、好んでそれを表明する人もいたようである。⁽¹⁹⁾たとえば、

「ところで、若い女性の面目からすれば、司法行政官の手によって結婚式を挙行することを強く求めるのは当然のことであり、さらに、神の意図(思し召し)に適っているが人法によって非難されているとあって、結婚につき、無駄口・へらざ口をたたく男を嫌悪することであろう。……」⁽²⁰⁾

というような例もある。

このように、事例の性質・内容等の相異に加えて、判事の私的見解が相当加えられている判決を先例することは、その当てもやはり好ましいものとは思われていなかったようである。しかし、判決に不備・欠点をもつ *Fenton v. Reed* 事件は、どのような理由でか不明であるが、その後、まもなくオハイオ州⁽²¹⁾、ペンシルヴェニア州⁽²²⁾、ニュー・ハンプシャー州⁽²³⁾（一時期）、ケンタッキー州⁽²⁴⁾、ミシガン州等において、採用された。やがて、連邦最高裁判所は、一七五三年以前の、イングラントにおけるコモン・ロー・マリッジの問題を再考する機会を与えられた。それは、*Meister v. Moore* 事件においてであった。⁽²⁶⁾ この事件は、一八七七年にミシガン州法の下、ストロング判事によって裁かれたものである。事実概要は、*Mowry* という男性が、*Mary* というインディアンの女性と、ミシガン州法の定める儀式と異なる方式で挙式をした。しかし、その儀式は、「現在の婚姻する意思」という合意を暗に構成するものであった。これにつき判断を求められた連邦最高裁判所は、イギリスのコモン・ローに根拠を求めず、その決定の根拠を、一八七八年頃までには充分な発達を遂げてきていたと認められるアメリカ自身のコモン・ローに求めた。⁽²⁷⁾

かくして、連邦最高裁判所は、「現在の婚姻する意思」の合致による（婚姻）契約は、一般にコモン・ロー上のものであることを確認し、制定法が、その契約から生ずる種々の権利・効果を都合によって奪取するためには、制定法の規定内容が「命令的」であることを要し、単なる「……ことを得」というような、いわば当事者に選択的余地を残すような「指導的」なものであってはならないことを明示したのである。この結果、全米各州では、コモン・ロー・マリッジがその州内で完成される（すなわち、成立する）のを禁ずる、いわゆる「命令的」な制定法の立法化を考えはじめたのである。

- (1) G.E. Howard, *A History of Matrimonial Institution*, vol. 3, p. 170. 不破勝敏夫「米国のコモン・ロー・マリッジ」
一一頁。

- (2) 婚姻契約を結ぼうと意図している者は誰でも、彼らの決意が、そのような契約の成立前少なくとも八日間、数カ所の公的場所
所で公表される「婚姻契約」の原因となるであろうことが命ぜられ、それによって彼ら二人は、お互いに婚約したことになる。

- (3) G.E. Howard, *ibid.*, vol. 1, p. 135. 不破勝、前掲書、六六頁。
- (4) 当時、ニュー・イングランドと呼ばれていたところでは、婚姻に対する態度は、いずこもほぼ同じようなものであったことが、前記 Howard の文献や Rev. H.N. Hutchinson の世界の婚姻儀式に関する文献等にうかがえる。
- (5) G.E. Howard, *ibid.*, vol. 3, p. 172.
- (6) Mangué v. Mangué. 1 Mass. 240 (1801). この事件の概要は、次のようなものである。一組の男女が、夫婦として相互に伴侶となることに合意し、しかも相互に妻あるいは夫となる旨を表示して、ともに治安判事の面前で書類に署名した後、この婚姻は成立していなかったと主張する夫に対して、妻が「離婚訴訟」を提起したという事件である。婚姻不成立の理由に関しては詳細にはわからないが、治安判事の資格を理由にしているようである。
- (7) これも(6)と同様の事件であると思われるが、古い事件のため、今日ではあまり問題とされていないようであり、事実関係についても詳細は不分明である。しかし、数種の文献を総合して判断したところでは、次のような内容と思われる。資格の点で、担当することを拒否した治安判事の前で、その男女は結婚することの「現在の意思」を交換した。民事婚が正式に成立していなくとも、「現在の婚姻する意思」の合致によりコモン・ロー・マリッジが成立していたところ、後年に至り、婚姻の成否が解決の基準とされるような問題が発生し、その結果、解決のため町と妻が訴を提起したものである(後出(9)を参照のこと)。
- (8) この両事件については一八世紀後半に判決された事件らしく、Reed v. Passer, Peakes 事件は巡回陪審判決集二三巻に、Morris v. Miller 事件については、バロー版判例集四巻にそれぞれ掲載されているというが、直接それらの文献資料にあたることはできなかった。S・J・シュタインによれば両事件は反対の結論に達しているという(“Common Law Marriage” *Journal of Family Law* Vol. 9, p. 278).
- (9) この事件において、妻が居住していたマサチューセッツ州ミルフォード(町)が、妻とともに、同州でミルフォードより北西に位置するウォーセスター(町)を相手に、夫の生存中は夫が妻を扶養すべき旨をもって訴えた事件である。
- (10) G.E. Howard, *ibid.*, vol. 2, p. 304, note 2.
- (11) S.J. Stein, *ibid.*, p. 277. 学者の間では、一般に、当時の衡平法裁判所(大法官裁判所)の長官であった James Kent 判事の見解ではないかと推量している。G.E. Howard, *ibid.*, vol. 3, p. 175. 不破勝、前掲書、二一六頁。
- (12) G.E. Howard, *ibid.*, vol. 3, 175, note 3.

- (13) S.J. Stein, *ibid.*, p. 278.
- (14) 6. *St. Louis, Law of Journal*, p. 30 (1960).
- (15) G.E. Howard' *ibid.*, vol. 3, p. 175; S.J. Stein *ibid.*, p. 278. 裁判所は、他の目的のために婚姻の成立を立証することは充分であろうが、もし一七五三年(実質的には一七六四年三月二六日)以降であれば有効とされたロモン・ロー・マリッジ、または儀式婚の成立・存在を確定するのに充分であるか否かは不明確であるとする。その後、この事件におけるケント判事の見解を支持する者はいないといわれる。
- (16) S.J. Stein, *ibid.*, p. 279; *Iowa Law Review* (75 Anonymous editorial note-1938. 3. この資料が、'のやど' *Essays on Family Law*, p. 291. 以下に再録されている。しかし相変わらず著者不明である。)
- (17) *Modern Reports (English Courts)* vol. 6, p. 155.
- (18) 英本国にあつては、一七五三年にハードウィック法が制定されており、アメリカの各英国系植民地にもその影響が及んでいた。したがって、一八一〇年の当事件もその影響下で起きたことは当然推測できる。
- (19) Fenton および Milford 事件の両見解が、本来、個人的見解の反映であるという事実をもって批判されるべきではないだろう。一七五三年直前までのニュー・イングランドでロモン・ローを採用している州は、その判断要件を曖昧にしていた。
- (20) Dalrymple v. Dalrymple, Haggard's Consistory Reports vol. 2, p. 54; *English Reports*. 161, p. 665 (1811). この事件が、頻繁にロモン・ロー・マリッジの存在を立証するのに用いられ、実際に、スコットランド法の下ではよく利用されていた。「現在の婚姻する意思」の合致だけでは婚姻成立の要件として不充分である、という判断を示した著名な Regina v. Mills (10 Cl & Fin. 534; *English Reports* 8. p. 534 [1843]) 事件になつては、裁判官達の間でも熱心に議論されたところ。
- (21) W. Res. L. Rev. vol. 14, p. 724 (1963).
- (22) Hantz v. Sealey, 6 Binn. Rep., p. 405 (penn. 1814).
- (23) Londondery v. Chester, 2 New Hampshire Rep., p. 268 (1820); Dumbarton v. Franklin, 19 New Hampshire Rep. p. 257 (1849).
- (24) Dumaresly v. Fishly, 3 A.K. Marshall, pp. 368~377 (1821).
- (25) Hutchins v. Kimmel, 31 Mich. pp. 126~135; 18 Am. Rep. pp. 164~169 (1875).
- (26) Meister v. Moore, 96 U.S. pp. 76~83; 24 L. Ed. p. 826 (1878).

(27) 「……かような契約は何らの問題もなく、入植初期から今日に至るまで、わが国において下された判決からみて、コモン・ロー上の婚姻を構成する。」と判示している。

五 おわりに

「コモン・ロー・マリッジ」。法学者を除いて、あまり聞きなれない言葉であろう。これはどのような形式・実体をもつ婚姻制度であろうか。婚姻制度を研究課題の一つとしている私にとっては興味を惹かれる問題であった。婚姻制度に関する文献を検索しているうちに、まず、この形式の婚姻に目を惹かれた。コモン・ロー・マリッジは、一般に英法系諸国の婚姻の先行形態と思われるが、ヨーロッパ大陸諸国でもかなり広く行なわれていた婚姻形態であること、ローマ・カトリック教会と深く関わっていること、一概にコモン・ロー・マリッジというが、さらに諸形態があることなどが理解できよう。今回は、コモン・ロー・マリッジの歴史的側面に限定して検討してみた。本来、コモン・ロー・マリッジ成立の要件・効果といった点が重要であり（今回のなかでも若干触れているが）、これらは別の機会に検討してみたい。

このコモン・ロー・マリッジはいつ頃始まったのか定かではないが、一〇〜一一世紀には一応の形式はできていたといふことがわかった。またローマ・カトリック教会は、昔からキリスト教徒は神の祝福を得て結婚すべきであり、男女両当事者はその婚姻の約束（契約）を同じ教会に所属する信者に公示しなければならぬと主張してきた。同じ教会に所属する信者への公示ということは宗教上のファミリーを構成している者の承認を意味をも有しているのである。さらに、宗教が分派し、各宗派・教区教会がそれぞれに新婚姻形式を導入し、①教会婚、②婚姻予告あるいは婚姻許可状なしの秘密婚、③非形式婚あるいは合意婚というように、各地の婚姻習慣が多少なりとも異なってきたため、教区教会内はもちろんのこと、ローマ・カトリック教会（法王庁）でも一本化できなかった。いずれにしても、一二世紀には、形式に依

らず祝福されない婚姻も、妾や自由に解消できる男女の結合などよりも良いと考えられていたため、ローマ・カトリック教会はそのような男女の結合を認めざるを得なかった。そのための最低要件として、男女双方に、結婚するという現在の合意があれば足り、その後には何の宗教的儀式も牧師の出席も必要としないとされた。

他方、このような婚姻は、世俗の法ではどのように扱われてきたのであろうか。一二世紀頃、中世ヨーロッパでは、婚姻に関してその定義的なものはなかったため、有効な婚姻が結ばれたかどうかは全くといってよいほど問われなかった。したがって、不貞も、重婚も、近親相姦も、世俗法からすれば犯罪ともされなかった。そうなると、配偶者（特に妻）の寡婦産や子の相続権などの承認をめぐって、その男女の結合が婚姻といえるかどうかが問題となってくる。その場合、問題が生ずると教会裁判所に送付されそこで判断されるわけである。かくして、単なる「合意」を尊重する婚姻がその後ずっと続く結果となる。そして、ローマ・カトリック教会は、一五六三年のトレント公会議でその方針を変更し、今後は牧師あるいは宗教裁判官等の前で、しかも二三人の証人の立会のもとに婚姻契約を結ぶのでなければ、その男女の結びつきは無効であるとの決定をし宣告した。

世俗法、教会法、そして民衆の婚姻に対する考え方がそれぞれ錯雑し、前出三種の婚姻形式が生まれたといえよう。しかし、英国に後年まで残ったコモン・ロー・マリッジも、時代の流れとともに変化を遂げてきた。「合意」があればよいということの特意識識して、いわば他目的の便宜のためにこの婚姻形式を用いるなどの乱用が目立ちはじめたし、ローマ・カトリック教会側も再度介入しようという意識を示してきた。とりわけ世俗法の定め方如何によっては、関与しようとする教会の命運も決まるので、この点、教会は慎重な態度をとってきた。

英法の影響を多分に受けているアメリカでは、入植後暫時、周囲の諸環境から教会のいう婚姻形式を履踐することは物理的に困難であり、結局、英本国流コモン・ロー・マリッジが多く採り込まれた。独立戦争の結着後もこの風潮はあまり

変わらず、制定法ができて禁止されることはなかった。しかし、英国におけると同じような法律上の問題が種々生じ、結局、制定法下の要件に従って挙式することが要件として加えられた。そのため、マリッジ・ライセンスを行政庁で発行してもらい（行政による関与）、その後挙式する教会へ提示するという方式を採用するところも多くみられる。婚姻は伝統的に宗教と深く関係しているために、アメリカ各州では、方式の統一化をあきらめているフ、ンもみられる。これに対し離婚法は、「神の合わせ給う者……」の精神を克服・超越できれば、容易に制定法を以て統一化しうる。アメリカ各州で統一州法が離婚について制定できる理由もその辺にあるようだ。この点、日本の婚姻は、世界的にも珍らしいほど単純化・簡素化・低廉化されている（経費の点では、現実的には疑問があるが）。「方式・形式」の点では、世界の最先端を行っていると思われる。

婚姻は、行政と宗教との間で揺れ動いており、両者のいずれが支配をするかによって、その「方式・形式」にも影響を及ぼすものであることが理解されよう。